

5 農産第 529 号- 1

令和 5 年 4 月 28 日

一般社団法人日本農業機械化協会会長 殿

農林水産省農産局長

農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

このことについて、令和 5 年春の農作業安全確認運動の実施及び令和 5 年春の農作業安全確認運動推進会議の開催について（令和 5 年 2 月 6 日付け 4 農産第 4417 号農林水産省農産局長通知）により、本年 3 月から 5 月までを重点期間とした春の農作業安全確認運動への関係機関の協力を依頼したところです。

他方、気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、熱中症による被害が更に拡大するおそれがある状況を踏まえ、本年 4 月 28 日に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が制定される等、政府一体となって熱中症対策を一層推進することとしている。

農林水産省としても、農作業における熱中症対策を一層推進していくため、農作業安全確認運動の一環として、本年 5 月から 9 月までを「熱中症対策強化期間」と位置づけ、別紙の取組方針を定めたので、貴職から貴下関係機関に協力を要請されたい。